

令和2年度 第2回 北海道大規模小売店舗立地審議会第四部会 議事録

1 日 時

令和2年5月27日(水) 15時00分～15時25分

2 場 所

上川合同庁舎 1階 103会議室

3 出席者

(1) 委員及び特別委員

部会長 宮原 進 (一般財団法人北海道建築指導センター旭川支所事務局長)

副部会長 薄井タカ子 (税理士法人薄井会計代表社員)

特別委員 西島 猛 (元株式会社旭川産業高度化センター代表取締役)

特別委員 今野 廣 (旭川工業高等専門学校名誉教授)

特別委員 大野 剛志 (旭川大学保健福祉学部准教授)

特別委員 佐々木清貴 (留萌市都市環境部都市整備課嘱託職員)

特別委員 遠藤 孝夫 (稚内北星学園大学情報メディア学部教授)

(2) 事務局

上川総合振興局産業振興部商工労働観光課長 工藤 和 浩

上川総合振興局産業振興部商工労働観光課専門主任 間宮 寿之

上川総合振興局産業振興部商工労働観光課主任 山田 哲也

4 傍聴者 1名

5 審議事項

「旭川ショッピングセンター パワーズ」(旭川市)の法第6条第2項(変更)の届出についての事務的説明及び本審議

6 発言要旨

(1) 事務局から「旭川ショッピングセンター パワーズ」に関する届出の概要は、別紙「審議案件に関する概要」等のおりである旨、説明を行った後、次の質疑、発言があった。

(部会長) ただいまの説明について質問等はないか。

(A委員) 届出の不備はどのようなことか。

(事務局) 今回の変更は、軽微な変更の対象となる項目であり、事前に申し出があれば、審議会を開催する内容ではなかった。10月の開店時に審議していただいた内容と違う形で開店してしまったと設置者から報告があり、軽微な変更で届出をしたいとの話はあった。軽微な変更を行う場合、変更を予定する2週間前までに申し出がなければならないため、事後の届出となったことから、通常の手続きで進めてさせていただいている。

(部会長) 本来、変更の届出をしてから工事をするのが正規の手続きだが、それを怠ってしまったので、事務局として審議会にかけないで意見なしにするのは難しいと考え、審議をしていただくことになった。

また、この物件は、駐車場の出入口についても届出書と違う形で工事をしてしまったこともあり、事務局としても正規な手続きでやってもらいたいとの考えもあり、今回審議会を開催することとした。

(B委員) 事前に申し出をすれば軽微な変更でできたにもかかわらず、申し出をしなかった理由は何なのか。

(事務局) 届出者からは、前回の出入口の時と同様、工事会社との連携がうまくいって

おらず、工事を進めてしまったと聞いている。

(B委員) 届出者と工事会社に知識が不足していたのか。

(事務局) そのとおり。

(部会長) 工事会社も含め届出者の認識が甘かったということではないか。以前の届出の時も伝えているにもかかわらず、工事してしまうということは、法の主旨を理解していないのではないか。

(B委員) 謝罪文のようなものは提出させているのか。

(事務局) 提出させている。

(部会長) この届出案件について、意見・質問等はないか。なければ「旭川ショッピングセンター パワーズ」の変更届について、市町村意見、指針等を勘案した結果「意見なし」とし、別紙のとおり答申することで良いか。

(事務局) 異議なし。

(部会長) 別紙「旭川ショッピングセンター パワーズ」のとおり答申することに決定する。

(2) 事務局から今後の審議案件についての連絡を行い、次回開催日程は9月中旬を予定していることを報告した。

## 7 会議資料等

審議会答申文及び審議案件に関する概要は、議事録（概要版）に添付のとおり。